平成 30 年 1 月 15 日

# 改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」に関する適正手続の遵守状況の報告

企業会計基準委員会

## 報告の要約

本報告は、企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）が、平成 29 年 10 月 31 日に公表した改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」について、「企業会計基準及び修正国際会計基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第 29 条に従って、適正手続の遵守状況を報告するものである。

当委員会は、本会計基準等の開発に係る公開草案及び会計基準の公表に関する適正手続の遵守状況について、適正手続規則の各条文に照らして検討を行った。その検討の結果、適正手続の遵守状況について、重要な問題は見受けられなかった。

## I. 本報告の目的

1. 本報告は、当委員会が、平成 29 年 10 月 31 日に公表した改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」(以下「改正修正国際基準」という。）について、適正手続規則第 29 条に従って、適正手続の遵守状況を報告するものである。

## II. 適正手続の遵守状況

2. 適正手続規則に定められる条文ごとの適正手続の遵守状況は以下のとおりである。

**公開草案の公表**

| 項目 | 適正手続規則に定める適正手続 | 適正手続の遵守状況 |
|---|---|---|
| 公開草案に関する企業会計基準委員会及び専門委員会の審議の状況 | 第 7 条 第 1 項<br>委員会の議事は、原則として一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。 | 公開の親委員会[1]において 7 回、公開の作業部会[2]において 7 回の審議が公開で行われた。詳細は（別紙）を参照のこと。 |
| | 第 9 条 第 1 項<br>委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね 1 週間前に審議資料を委員に送付する。 | 審議資料は、準備の都合上、親委員会の 2 日前の送付となった例があった。 |
| | 第 13 条<br>委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会に電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用して出 | 親委員会及び作業部会において出席委員は直接参加しており、電話、テレビ会議又は類似した通信手段が使用されたことはなかった。 |

[1] 「親委員会」は、会合としての企業会計基準委員会を指す。
[2] 「作業部会」は、「IFRS のエンドースメントに関する作業部会」を指す。

| | | |
|---|---|---|
| | 席することができる。 | |
| | 第14条 第5項<br>委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。 | 親委員会及び作業部会において、欠席した委員による書面を提出しての意見の表明はなかった。 |
| アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況 | 第20条<br>委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実施する。<br>第21条<br>アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会、専門委員会及びIFRSのエンドースメントに関する作業部会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。 | 今回の改正では、IFRS第15号が重要な会計基準となるが、同様の時期に行っていた「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」を参考に、IFRS第15号に関連する市場関係者の意見をエンドースメント手続に反映させていたため、アウトリーチは実施していない。 |
| 公開草案の公表に関する議決（反対意見の取扱い） | 第14条 第1項<br>企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理並びに修正国際基準及びその公開草案の公表に関しては、定款第56条の定めに従い、委員の5分の3以上の多数を持って議決する。 | 平成29年6月16日開催の第362回親委員会において公開草案の公表議決が行われ、出席委員12名全員（委員総数14名）の賛成により公表が承認された。この承認を受けて、平成29年6月20日に改正修正国際基準の公開草案を公表した。 |
| | 第14条 第6項 | 出席委員により議決要件が充 |

| | | |
|---|---|---|
| | 委員会に欠席した委員が書面により議決に参加することは認められない。 | 足され、出席委員により議決が行われた。 |
| 公開草案の公開期間 | 第19条 第3項<br>前 2 項による公開の期間は、原則として、2ヶ月以上とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。 | 平成29年6月20日にコメント募集を開始し、平成29年8月21日までをコメント受付期間(2ヶ月)とした |

**企業会計基準等の公表**

<table>
<tr><th>項目</th><th>適正手続規則に定める適正手続</th><th>適正手続の遵守状況</th></tr>
<tr><td>公開草案に寄せられた意見のホームページへの掲載及び公開草案に寄せられた意見に対する対応のホームページへの掲載</td><td>第19条 第4項<br>公開草案及び論点整理に対して寄せられた意見については、提出者名を含めてすべて財務会計基準機構のホームページに公開する。それらの寄せられた意見については、委員会において適時に検討を行い、検討の結果を財務会計基準機構のホームページに公開する。</td><td>本公開草案に寄せられた意見は、平成29年9月19日に財務会計基準機構のホームページへ掲載した。なお、寄せられたコメントは、2件であり、コメント提出者の属性別の内訳は次のとおりである。<br>［団体等］<br><table><tr><th>属性</th><th>提出者数</th></tr><tr><td>監査人</td><td>2</td></tr><tr><td>合計</td><td>2</td></tr></table>また、本公開草案に寄せられた意見の概要とそれに対する対応は、最終基準公表日の平成29年10月31日に財務会計基準機構のホームページへ掲載した。</td></tr>
<tr><td>公開草案に寄せられた意見に関する</td><td>第7条 第1項<br>委員会の議事は、原則とし</td><td>公開草案の公表後、親委員会において2回、作業部会におい</td></tr>
</table>

| | | |
|---|---|---|
| 委員会の審議の状況 | て一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。 | て2回の審議が公開で行われた。詳細は（別紙）を参照のこと。 |
| | 第9条 第1項<br>委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね1 週間前に審議資料を委員に送付する。 | 審議資料は、準備の都合上、親委員会の 2 日前の送付となった例があった。 |
| | 第13条<br>委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会に電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用して出席することができる。 | 親委員会及び作業部会において出席委員は直接参加しており、電話、テレビ会議又は類似した通信手段が使用されたことはなかった。 |
| | 第14条 第5項<br>委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。 | 作業部会、親委員会において、欠席した委員による書面を提出しての意見の表明はなかった。 |
| アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況 | 第20条<br>委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作 | 今回の改正では、IFRS 第15号が重要な会計基準となるが、同様の時期に行っていた「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」を参考に、IFRS 第15号に関連する |

| | | |
|---|---|---|
| | 成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実施する。<br>第21条<br>　アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会、専門委員会及び IFRS のエンドースメントに関する作業部会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。 | 市場関係者の意見をエンドースメント手続に反映させていたため、アウトリーチは実施していない。 |
| 再公開草案の必要性に関する審議の状況 | 第 19 条 第 5 項<br>　企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。 | 　本公開草案の最終基準化にあたって、再度公開草案を公表する必要性の有無について平成 29 年 10 月 12 日開催の第 370 回親委員会において審議を行った。<br>　公開草案以降の修正事項は、主に字句等の修正であり、審議の結果、再公開草案の必要性はないことが了承された。 |
| 企業会計基準等の公表に関する議決（反対意見の取扱い） | 第 14 条 第 1 項<br>　企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理並びに修正国際基準及びその公開草案の公表に関しては、定款第 56 条の定めに従い、委員の 5 分の 3 以上の多数を持って議決する。 | 　本会計基準等は、平成 29 年 10 月 26 日開催の第 371 回親委員会において出席委員 12 名全員（委員総数 14 名）の賛成により公表することが承認された。その後、平成 29 年 10 月 31 日に公表した。 |
| | 第 14 条 第 2 項<br>　企業会計基準及び修正国際基準を公表する際、企業会計基準及び修正国際基準の公表に賛成した委員と反対した委員の名前を企業会計基準及び修正国際基準に記 | 　「修正国際基準の適用」第 11 項及び「企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号『その他の包括利益の会計処理』」第 13-3 項に賛成した委員名を記載している。<br>　なお、改正修正国際基準の公 |

| | | |
|---|---|---|
| | 載する。企業会計基準適用指針及び実務対応報告については、出席委員数と賛成委員数を記載する。 | 表に反対した委員はいなかった。 |
| | 第 14 条 第 3 項<br>企業会計基準等及び修正国際基準の議決に委員が反対した場合、企業会計基準等及び修正国際基準に、反対した委員の反対理由を記載する。 | 本会計基準等の公表に反対した委員はいなかったので、反対した委員の反対理由の記載はない。 |
| | 第 14 条 第 6 項<br>委員会に欠席した委員が書面により議決に参加することは認められない。 | 出席委員により議決要件が充足され、出席委員により議決が行われた。 |

以 上

## （別紙）親委員会、作業部会の審議の状況

### 公開草案に関する親委員会、作業部会の審議の状況

1. 公開草案の公表までの親委員会、作業部会における審議の状況は以下のとおりである。

（親委員会）

| 回数 | 開催日 | 審議内容 |
|---|---|---|
| 第 345 回 | 平成 28 年 9 月 23 日 | ・2014 年以後公表基準等のエンドースメント手続の進め方 |
| 第 348 回 | 平成 28 年 11 月 4 日 | ・IFRS 第 15 号に関するエンドースメント手続の進め方 |
| 第 354 回 | 平成 29 年 2 月 8 日 | ・収益認識専門委員会において抽出された課題の内容の確認<br>・IASB が IFRS 第 15 号を開発中に意見発信してきた内容（ASBJ、日本の市場関係者）のフォローアップ<br>・IFRS 第 15 号における支配の移転に関する考え方の検討<br>・棚卸資産以外（固定資産等）の売却の会計処理に与える影響の評価 |
| 第 358 回 | 平成 29 年 4 月 10 日 | ・IFRS 第 15 号の開示（注記事項）に関する評価 |
| 第 359 回 | 平成 29 年 4 月 28 日 | ・IFRS 第 15 号の開示（注記事項）に関する評価<br>・公開草案の文案の検討 |
| 第 361 回 | 平成 29 年 5 月 30 日 | ・・「IFRS 基準の年次改善 2014-2016 年サイクル」における「基準の範囲の明確化（IFRS 第 12 号の修正）」に関するエンドースメント手続<br>・公開草案の文案の検討 |
| 第 362 回 | 平成 29 年 6 月 16 日 | ・公開草案の公表議決 |

（作業部会）

| 回数 | 開催日 | 審議内容 |
|---|---|---|
| 第 28 回 | 平成 28 年 9 月 2 日 | ・2014 年以後公表基準等のエンドースメント手続の進め方 |
| 第 29 回 | 平成 28 年 10 月 20 日 | ・IFRS 第 15 号に関するエンドースメント手続の進め方 |
| 第 30 回 | 平成 29 年 1 月 20 日 | ・収益認識専門委員会において抽出された課題の |

| | | |
|---|---|---|
| | | 内容の確認<br>・IASB が IFRS 第 15 号を開発中に意見発信してきた内容（ASBJ、日本の市場関係者）のフォローアップ<br>・IFRS 第 15 号における支配の移転に関する考え方の検討<br>・棚卸資産以外（固定資産等）の売却の会計処理に与える影響の評価 |
| 第 31 回 | 平成 29 年 2 月 23 日 | ・収益認識専門委員会において抽出された課題の内容の確認（第 30 回作業部会での議論を踏まえた追加検討）<br>・IFRS 第 15 号の開示（注記事項）に関する評価 |
| 第 32 回 | 平成 29 年 3 月 27 日 | ・IFRS 第 15 号の開示（注記事項）に関する評価<br>・公開草案のコメント募集文案の検討 |
| 第 33 回 | 平成 29 年 4 月 21 日 | ・「IFRS 基準の年次改善 2014-2016 年サイクル」における「基準の範囲の明確化（IFRS 第 12 号の修正）」に関するエンドースメント手続<br>・IFRS 第 15 号の開示（注記事項）に関する評価<br>・公開草案の文案の検討 |
| 第 34 回 | 平成 29 年 5 月 19 日 | ・「IFRS 基準の年次改善 2014-2016 年サイクル」における「基準の範囲の明確化（IFRS 第 12 号の修正）」に関するエンドースメント手続<br>・公開草案の文案の検討 |

2. 公開草案公表後の親委員会及び作業部会は以下の通りである。

（親委員会）

| 回数 | 開催日 | 審議内容 |
|---|---|---|
| 第 370 回 | 平成 29 年 10 月 12 日 | ・公開草案に対するコメントへの対応<br>・公開草案を再度公表する必要性の有無<br>・改正修正国際基準の文案の検討 |
| 第 371 回 | 平成 29 年 10 月 26 日 | ・改正修正国際基準の公表議決 |

（作業部会）

| 回数 | 開催日 | 審議内容 |
|---|---|---|
| 第 36 回 | 平成 29 年 8 月 29 日 | ・公開草案に対するコメントへの対応 |
| 第 37 回 | 平成 29 年 9 月 20 日 | ・公開草案に対するコメントへの対応 |

| | | |
|---|---|---|
| | | ・改正修正国際基準の文案の検討 |

以　上